

令和6年3月25日

各 所 属 長 殿

長野県警察本部長

## 迅速かつ確実な被害の届出の受理の徹底について（通達）

被害の届出の受理については、「迅速かつ確実な被害の届出の受理の徹底について」（令和4年6月24日付け刑企発第186号。以下「旧通達」という。）を発出し、その適正を期しているところであるが、被害申告への不十分な対応は、重大な結果を招くおそれがあるとともに、県民の警察に対する信頼を大きく失墜することから、下記の事項に留意し、引き続き被害者の立場に立った迅速かつ確実な被害の届出の受理を徹底されたい。

なお、本通達をもって旧通達は廃止する。

記

### 1 被害の届出の迅速かつ確実な受理

#### (1) 受理の原則

被害の届出に対しては、被害者及び県民の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理すること。

「明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合」とは、届出人から聴取した届出内容から容易に判断し得るものをいい、改めて捜査又は調査を行い検討することを意味するものではない。

「即時受理」とは、被害の届出がなされた時点でこれを受理することであるが、例えば警ら中や現場臨場時に被害の届出があった場合に、その場で必ず受理することまでを求めるものではなく、また、性犯罪被害の届出のように、優先すべき医師の診察や微物採取等を差し置いてますますすぐに受理しなければならないとの意味ではないので、その点留意すること。

#### (2) 受理に当たる警察官

被害の届出は、迅速かつ確実に受理できる者が対応すること。

なお、交番等に届出があった場合には、交番等勤務員及び当該被害に係る事件捜査を担当する専務員は、互いに連絡を密にし、その対応に当たること。

また、被害の申告を受けた警察官が別の急訴事案に対処する必要があるなどのため直ちに届出を受理できないときは、他の警察官を当該届出の受理に当たらせるなど適切な措置を講じること。

#### (3) 受理時の留意事項

被害届は、捜査の端緒のひとつであることを念頭におき、受理後の捜査を徹底するとともに、被害者連絡制度を活用するなどした被害者に対する継続的な支援、情報収集を実施すること。

また、擬律判断や受理・不受理の判断に迷った場合は、事件主管課又は当直責任者に即報し、組織的な対応をとること。

#### (4) 不受理時の措置

被害の届出を不受理とした場合は、電話（口頭）記録用紙等を作成し、その経過を明らか

にするとともに、警察本部長通達「「警察に対する相談」の受理・点検等の実施要領」の一部改正について（通達）」（令和6年2月28日付け広発第38号）の6(1)に基づき「相談業務・人身安全関連業務等システム」への登録等所定の手続を行うこと。

また、不受理の判断に疑義が生じた場合は、警察本部事件主管課に意見を求めること。

#### (5) 管轄区域外の被害の届出

犯罪捜査規範第61条第1項において、「警察官は、犯罪による被害の届出をする者があったときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。」とされているとおり、届出に係る事件が管轄区域外のものであっても、被害の届出は即時受理すること。

受理に当たっては、届出をしようとする者の負担に配慮し、事件の捜査は犯罪地を管轄する警察署等当該事件を捜査することが適当な警察に引き継がれ、当該引継ぎを受けた警察から事情聴取や見分の立会等を要請する場合があることについて説明し、届け出先に係る意向を確認すること。

届出をしようとする者が、犯罪地を管轄する警察署等に届け出る意向を示したときは、当該警察署等に対し確実な連絡を行うこと。

#### (6) 警察署間の情報共有

被害者が複数の都道府県警察又は警察署の管轄に属する場所において被害に遭う可能性がある場合には、被害者保護を主眼とし、本部事件主管課と連携のうえ、被害届を受理した警察署及び他の関係する警察署は、関連情報の共有を図るなど緊密に連携すること。

## 2 連絡先等に関する書面交付

### (1) 被害届お問合せカード

警察の連絡先等の教示を希望した届出人に対しては、別紙1「被害届お問合せカード」（以下「お問合せカード」という。）を交付すること。

### (2) 対象事件

「被害者連絡制度運用要綱の制定について」（令和5年7月13日例規第22号）に定める被害者連絡対象事件（別紙2）を除いた事件を対象とする。

### (3) 留意事項

ア お問合せカードは、届出人の便宜のため交付するものであり、警察証明の類の書面ではないので、誤解を受けることのないよう配慮すること。

イ 被害者連絡対象事件の被害者等に対しては、「被害者の手引き」を交付していることから対象外としているものであるが、当該事件の被害者等に対しても、お問合せカードを交付することを妨げるものではない。

## 3 その他

(1) 被害の届出の受理に当たり、届出人が自ら被害の内容を記載した書面を持参した場合、被害事実が特定されていればこれを受理することで足りるが、警察官が被害届を代書する場合には、被害届の性質に鑑み、特に簡潔明瞭に表現することを旨とし、届出人の負担軽減に配慮すること。

(2) 被害者の記憶違い等により後刻被害者が被害届の訂正等の申告をしてくる場合があり得るが、このような場合には、当初の申立てと異なった理由等について、別途追加被害届や捜査

報告書、供述調書の作成等により明らかにしておくこと。

- (3) 交番等で被害届を受理した後で、事件捜査担当部門への引継ぎ前に被害者から訂正等の申出があった場合には、交番等勤務員は、警察署地域課幹部に報告して指揮を受け、対応すること。

担 当：刑事企画課（指導第一係）



# 被害届お問合せカード

あなたの届出の日：令和 年 月 日

本件について、警察に問合せをする場合は

警察署 課 係

電話番号 - - (内線 )

に御連絡ください。

お問合せの際には、届出の日、被害にあわれた方のお名前等をお伝えください。

この書面は、被害届の受理証明ではありません。



# 被害届お問合せカード

あなたの届出の日：令和 年 月 日

本件について、警察に問合せをする場合は

警察署 課 係

電話番号 - - (内線 )

に御連絡ください。

お問合せの際には、届出の日、被害にあわれた方のお名前等をお伝えください。

この書面は、被害届の受理証明ではありません。



区分	罪 種 ・ 事 件
身 体 及 び 重 大 な 交 通 事 故 事 件	<p>1 身体犯（未遂罪の規定があるものは未遂を含む。）</p> <p>(1) 殺人罪（刑法第199条の罪）</p> <p>(2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪）</p> <p>(3) 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条の罪）</p> <p>(4) 不同意性交等罪（刑法第177条の罪）</p> <p>(5) 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪）</p> <p>(6) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪）</p> <p>(7) 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）</p> <p>(8) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪）</p> <p>(9) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪）</p> <p>(10) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2）</p> <p>(11) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪）</p> <p>(12) 人身売買罪（刑法第226条の2の罪）</p> <p>(13) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）</p> <p>(14) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）</p> <p>(15) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）</p> <p>(16) 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1月以上の傷害を負ったもの</p> <p>(17) (1)から(16)の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）</p> <p>2 重大な交通事故事件</p> <p>(1) 死亡ひき逃げ事件 車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件</p> <p>(2) ひき逃げ事件 車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件</p> <p>(3) 交通死亡事故等 (1)及び(2)のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3月以上の傷害を負った事故</p> <p>(4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件 (1)から(3)までのほか、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条に規定する危険運転致死傷罪、同法第6条第1項に規定する無免許危険運転致傷罪並びに同法第6条第2項に規定する無免許危険運転致死傷罪に該当する事件</p>
認定 事 件	所属長等が被害者連絡を行うことが必要と認めた事件